

○ 総務省令 第百十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二、第二十七条の四第三号、第二十八条、第三十八条及び第三十八条の二の二第一項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

総務大臣 藤井比早之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一〜四 略」 五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局 「(1)〜(9) 略」 100 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項に規定する技術基準 111 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項に規定する技術基準 122 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準 133 略 144 略 「六〜十二 略」	(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 「同上」 「一〜四 同上」 五 「同上」 「(1)〜(9) 同上」 100 設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準 「新設」 「新設」 111 同上 122 同上 「六〜十二 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備		許容偏差		
		上限（パーセント）	下限（パーセント）	
〔略〕		〔略〕	〔略〕	
二十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の二十三の七において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の送信設備	占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの場合	八七	四七
		占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの場合	八七	五三
		その他の場合	八七	七九
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。）と通信を行うもの		八七	六二
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの		八七	七四
〔略〕		〔略〕	〔略〕	

第四十九条の二十三の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、七一五MHzを超え七一八MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信し、七七〇MHzを超え七七三MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの（次条に規定する無線設備を除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

改 正 前			
(空中線電力の許容偏差) 第十四条 〔同上〕			
送信設備	許容偏差		
	上限（パーセント）	下限（パーセント）	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
二十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の二十三の七において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の送信設備	八七	七九
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。）と通信を行うもの	八七	六二
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの	八七	七四
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	

第四十九条の二十三の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信し、二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの（次条に規定する無線設備を除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件 イ 通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。ただし、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇MHzのものにあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものにあつては半複信方式とすることができる。 ロくニ 略 ホ チャネル間隔は、七・五MHzを超え七・八MHz以下の周波数の電波を送信する場合は、一・八〇MHz、一・〇八MHz又は三MHzとし、一・九二〇MHzを超え一・九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合は、五MHzとすること。 【二 略】 2 前項の携帯移動地球局の無線設備（同項及び次項に規定する携帯移動地球局の無線設備並びに前項及び第四項に規定する携帯移動地球局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 【一・二 略】 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。 イ チャネル間隔が三MHzのものにあつては、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。ロにおいて同じ。）以下であること。 ロ チャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル以下であること。 【四・五 略】 3 第一項の携帯移動地球局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇MHzのものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。 二 人工衛星局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一・八〇kHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。 四 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。 五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。 4 第一項の携帯移動地球局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。	一 一般的条件 イ 通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。 【ロくニ 同上】 ホ チャネル間隔は、五MHzとすること。 【二 同上】 2 前項の携帯移動地球局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 【一・二 同上】 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。 【新設】 【新設】 【四・五 同上】 【新設】 【新設】
--	--

- 二 人工衛星局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五dBμV（二〇〇μVを〇dBμVとする。）以下であること。
- 四 空中線電力は、一〇〇μV以下であること。
- 五 送信空中線の総放射率は、二以下であること。

別表第一号（第5条関係）

周波数許容偏差の表

〔表略〕

〔注1～57 略〕

58 次に掲げる携帯移動地球局及び地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

（1）第49条の23の7に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

ア 第49条の23の7第1項及び第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備又は同条第1項及び第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備のうち半複信方式のものであつて連続送信時間が64ミリ秒を超えるもの

$$(0.2 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$$

イ アに掲げる以外の無線設備

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$$

〔(2) 略〕

〔59 略〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第79 略〕

第80 第49条の23の7及び第49条の23の8に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 チャネル間隔が3MHzのもの 3MHz

2 チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz

3 携帯移動地球局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャネル間隔が180kHzのもの 200kHz

4 携帯移動地球局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャネル間隔が1.08MHzのもの 1.4MHz

〔第81～第85 略〕

別表第一号（第5条関係）

周波数許容偏差の表

〔表同左〕

〔注1～57 同左〕

58 〔同左〕

（1）第49条の23の7に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$$

〔(2) 同左〕

〔59 同左〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第79 同左〕

第80 第49条の23の7及び第49条の23の8に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5MHzとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔第81～第85 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は付記しない。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。 「十一の十八 略」 十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） 十一の十九の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） 十一の十九の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） 「十一の二十〇八十七 略」 「2 略」	(特定無線設備等) 第二条 「同上」 「十一の十八 同上」 十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） 十一の十九の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 十一の十九の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 「十一の二十〇八十七 同上」 「2 同上」
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

（特定無線局の開設の根本的基準の一部改正）

第四条 特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(電気通信業務を行う特定無線局) 第二条 包括免許に係る二以上の特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 「一〇五 略」 六 <u>それらの局が設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局であるときは、それらの局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局を現に開設し、運用する者であること。</u> 七 <u>それらの局が設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局であるときは、それらの局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局を現に開設し、運用する者であること。</u> 八 「略」	(電気通信業務を行う特定無線局) 第二条 「同上」 「一〇五 同上」 「新設」 「新設」 六 「同上」
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の二十三の七に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

第三条 この省令の施行の日前に技術基準適合証明等を受けた無線設備（技術基準適合証明等を受けたとみなされるものを含む。）であつて、次の表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の二の欄に掲げる周波数を使用する同表の三の欄に掲げる無線設備は、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の四の欄に掲げる周波数の電波を送信する無線設備であつて、同表の五の欄に掲げる技術基準に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

一 占有周波数帯幅の許容値	二 周波数	三 無線設備	四 周波数	五 技術基準
---------------	-------	--------	-------	--------

二 MHz	七 一 五 MHz を 超 え 七 一 八 MHz 以 下	無線設備規則第四 十九 条 の 六 の 九 第 一 項 及 び 第 二 項 に お いて そ の 無 線 設 備 の 条 件 が 定 め ら れ て い る 陸 上 移 動 局 の 無 線 設 備	無線設備規則第四 十九 条 の 六 の 九 第 一 項 及 び 第 二 項 に お いて そ の 無 線 設 備 の 条 件 が 定 め ら れ て い る 陸 上 移 動 局 の 無 線 設 備 と し て 技 術 基 準 適 合 証 明 等 を 受 け て い る 周 波 数	第二 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 無 線 設 備 規 則 (以 下 こ の 表 に お いて 「 新 設 備 規 則 」 と い う 。) 第 四 十 九 条 の 二 十 三 の 七 第 一 項 及 び 第 二 項 に 規 定 す る 技 術 基 準
一 〇 〇 kHz	七 一 五 MHz を 超 え 七 一 八 MHz 以 下	無線設備規則第四 十九 条 の 六 の 九 第 一 項 及 び 第 五 項 に お いて そ の 無 線 設 備 の 条 件 が 定 め ら	無線設備規則第四 十九 条 の 六 の 九 第 一 項 及 び 第 五 項 に お いて そ の 無 線 設 備 の 条 件 が 定 め ら	新 設 備 規 則 第 四 十 九 条 の 二 十 三 の 七 第 一 項 及 び 第 三 項 に 規 定 す る 技 術 基 準

一・四 MHz		無線設備規則第四十九條の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	無線設備規則第四十九條の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数	新設備規則第四十九條の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準
	七一五 MHz を超え 七一八 MHz 以下	無線設備規則第四十九條の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	無線設備規則第四十九條の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数	

第四条 この省令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項第十一号の十九の無線設備、同項第十一号の十九の二の無線設備及び同項第十一号の十九の三の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ第三条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項第十一号の十九の無線設備、同項第十一号の十九の二の無線設備及び同項第十一号の十九の三の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。